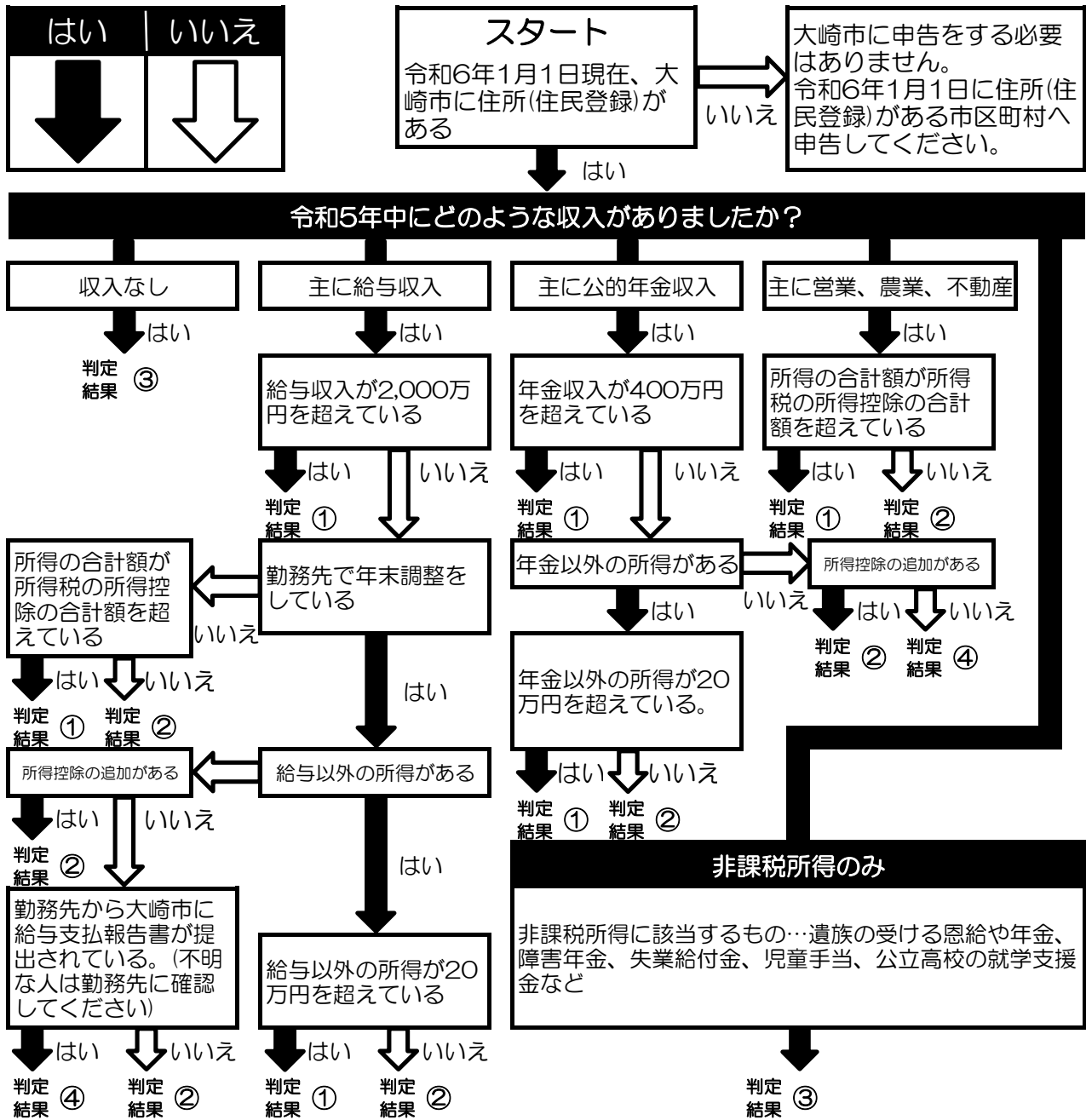


所得税・市県民税申告フローチャート



【判定結果】

①	所得税の確定申告が必要です。	申告期間中に古川税務署もしくは大崎市民会館中ホールで所得税の確定申告を行ってください。ただし、1ページ記載の「市役所の会場で申告受付ができないもの」を申告される方は国税電子申告（e-Tax）、または古川税務署で申告してください。 ※混雑を避けるため、インターネットでの申告（e-Tax）をご検討ください。e-Taxに関するご質問は古川税務署（☎22-1713）へお問い合わせください。
②	市県民税の申告が必要です。	所得税が源泉徴収済の方は、確定申告をすることにより、所得税が還付となる場合があります。
③	市県民税の申告が必要な場合があります。	児童扶養手当受給、介護・障害福祉サービスの申請や各種証明書の発行を希望する際に、「収入なし」の申告が必要となる場合があります。また、国民健康保険や後期高齢者医療保険などの加入者は、保険料（税）の軽減や算定にも関係するため、必ず「収入なし」の申告をしてください。※1
④	確定申告、市県民税の申告は必要ありません。	勤務先や年金機構等から、収入や各種控除に関する報告書があらかじめ提出されているため、確定申告、市県民税の申告は必要ありません。

※1…「収入なし」の申告をする際は、電話での市県民税申告も可能です。（大崎市総務部税務課：0229-23-2148）

・市県民税の申告は、申告期限後も大崎市役所本庁舎内税務課で受付を行います。

・市県民税申告書は大崎市ウェブサイトから様式をダウンロードできます。また、以下の施設にも設置しています。

申告書設置施設

大崎市役所本庁舎税務課、各総合支所市民福祉課
 志田地区公民館、西古川地区公民館、東大崎地区公民館、宮沢地区公民館、長岡地区公民館、富永地区公民館、敷玉地区公民館、清滝地区公民館、高倉地区公民館